

会議結果報告書 (会議内容全文)

会議の名称	平成 30 年度第 3 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 31 年 2 月 26 日（火）13：30～15：00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 6 名/7 名中	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	なし

※以下内容については、重複した言葉遣いや、明らかな言い直しや誤りがあったものなどを整理した上で作成しています。

議事	概要
1. 利用定員の設定について	【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】 本日の会議では ・「利用定員の設定」 ・「保育所（増改築）の整備計画」 ・「幼保連携型認定こども園（創設）の整備計画及び認可」 ・「保育所（新設）の整備計画及び認可」 ・「小規模保育事業所（新設）の整備計画及び認可」 ・「地域型保育事業者の変更に伴う認可」 に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。 なお、整備計画の承認と認可については、非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。 【事務局説明】 ○資料 1－1「利用定員の設定について」を用いて説明 1 ページ目の資料 1－1 が施設の利用定員の案で、種別毎に見ると、上から幼保連携型認定こども園 4 件、保育所 11 件、小規模保育事業 A 型 3 件となっており、今回設定となる利用定員は、下段に掲載している、2・3 号で合計 1,052 人分、1 号で 288 人分の利用定員を設定する案となっている。 なお、小規模保育事業 A 型の「保育室こころ」及び「キラキラ乳児保育園」に関しては、現在、個人が認可を受けて運営しているものについて、新たに法人を設立し、法人により改めて認可を受けるものであるため、既存園からの利用定員の増加はない。 ○資料 1－2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明 2 ページ目の資料 1－2 の需給計画の進捗状況について、資料 1－1 で新たに設定する利用定員をはじめとして、本日審議いただく案件について、原案のとおり利用定員を設定した結果、本市の教育・保育の需給状況がどのようなになるのかを示している。 表の見方について、昨年、事業計画を見直してから、およそ 1 年が経過することか

2. 保育所 (増改築) の整備計画 について	ら、これまでの表と若干内容を変えている。 まず、一番左の列、これまでは見直し後の事業計画値を示していたが、今年度の整備状況等を踏まえた、現状における、平成31年4月1日時点の供給量の見込み値としている。 これを供給量(A)として、表の真ん中①から⑤に事業計画に定める整備手法ごとに、平成31年度中に承認いただき決定する確保量の合計(B)の結果、2020年度(平成32年度)当初に見込まれる供給量を供給量(C)として示している。 なお、見直し後の事業計画に新たに供給確保策として盛り込んだ「企業主導型保育事業」について、児童育成協会から、今年度の助成決定事業者の情報が現時点では提供されていないことから、今年2月1日時点で、札幌市に認可外施設設置届出書が提出された企業主導型保育事業所の定員に基づいて、供給量(地域枠)を算出し、(A)の内数として、各供給量の右側に括弧書きで記載している。 次に供給量(C)のひとつ右側には、計画見直し後の目標達成年度である2020年4月における事業計画値(D)を記載しており、事業計画値に対する達成状況を(E)として示している。 また、右から3列目の需給状況(G)欄が整備後の需給状況を示しているが、これは計画見直し後の目標達成年度である2020年4月に見込まれるニーズ量(F)に対する進捗状況を示している。 1番右の列である(I)欄が、更に区間調整を行った後の需給状況となっている。 今回の整備の結果、1～2歳は東区、清田区の2区、2号保育は北区、清田区、手稲区の3区、2号教育は清田区、西区、手稲区の3区において不足が発生している一方、中央区、白石区、厚別区、豊平区、南区においては、事業計画上のニーズ量に対しては充足している状況になっている。 しかし、区間調整前においては需給状況(G)や事業計画値の達成状況(E)において、いまだマイナスになっている区があるなど、予断を許さない状況であるものと認識しており、来年度の整備事業者の募集については、現在集計中である、次期事業計画策定のためのニーズ調査の結果や、4月1日時点の待機児童の状況、就学前児童数の推計等を踏まえ、多様な保育ニーズに応えられるよう、引き続き検討してまいりたい。 【意見・質問なし】 上記の説明の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。 【事務局説明】 ○資料2「保育所(増改築)の整備計画」を用いて説明 資料2-1の審査案件一覧について、今回審議いただく案件は、1番から4番までの4件で、いずれも札幌市の補助を受けての整備で、建設から相当年数を経過している保育所を建て替えるもので、建て替え後の定員は30人増加となる。これにより、施
--	--

設の安全性を高めるとともに、保育の受け皿を拡大するもの。

施設ごとの定員としては、1 番の「東川下ポッポ保育園」は 90 人から 120 人、2 番の「まこと保育所」は 80 人から 110 人、3 番の「厚別共栄保育園」は 90 人から 120 人、4 番の「札幌愛隣館東山保育園」は 120 人から 150 人となっており、これら 4 件の整備により、120 人分の定員確保を計画している。

また、欄外左下に記載の「北栄マスカット保育園」は、昨年 7 月 24 日の認可・確認部会で報告のとおり、旧園舎のアスベスト処理に期間を要することから 2 か年事業となっており、これも併せると平成 31 年度整備分としては、合計 5 件・150 人分の定員増となる。

資料 2－2 の審査結果一覧について、1 番の「東川下ポッポ保育園」は、鉄骨造で築 36 年を経過しており、老朽度調査を実施した結果、至急実施すべきであるという評価が出ている。

建て替えにあたっては、現園舎と同じ敷地内で建て替えを行うもので、仮設園舎は要しない。

また、1・2 階に保育室等を設置し、避難経路として屋外階段を設ける計画となっている。その他の項目も含め、全て「適」と判断している。

次に、2 番の「まこと保育所」について、鉄骨造で築 41 年を経過しており、こちらの施設も至急実施すべきであるという結果で、老朽化が進んでいる状況。

こちらの施設も先ほど同様、同一敷地内での建て替えで、仮設園舎を設ける必要はなく、建て替え後は 2 階建、避難経路として屋外階段を設置する計画となっている。

次の「厚別共栄保育園」は、木造・築 34 年の施設で、国の定める財産処分制限期間である 22 年を大幅に経過しており、雨漏りなども発生していることから、このたび建て替えを計画しているもの。

こちらの施設も同一敷地内での建て替えで、仮設園舎は必要なく、2 階建で屋外階段を設置する計画である。

最後の「札幌愛隣館東山保育園」は、鉄骨造で築 49 年を経過しており、こちらも至急実施すべきであるとの結果である。

こちらの施設は、300m ほど離れた場所の土地を借りて仮設園舎を設置し、仮設園舎に一時移転をして既存園舎を取り壊した後、既存園舎があった場所に新園舎を建築する計画となっている。

新園舎は 2 階建で、園庭は地上と 1 階の屋上部分に設置し、避難経路として屋外階段の他、滑り台を設置する計画である。

以上 4 件の整備案件については、いずれも審査項目において「×」の項目がなく、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○ 4 番の札幌愛隣館東山保育園の資料の役員構成の欄に理事 5 名との記載があったが、社会福祉法人は 6 名以上ではないといけないのではないか。

→ 定款上、理事は 6 名となっているが、現在 1 名の欠員が出ていることから、5 名

3. 幼保連携型認定こども園（創設）の整備計画及び認可について	との記載となっている。後任者を現在選定しているところと聞いている。 上記の質疑の後、これらの整備計画が適正であることが承認された。 【事務局説明】 ○資料3「幼保連携型認定こども園（創設）の整備計画及び認可」を用いて説明 資料3-1の審査案件一覧について、今回審議いただく案件のうち、1番の「幼保連携型認定こども園栄光幼稚園」と2番の「幼保連携型認定こども園ときわみなみの幼稚園」は、施設型給付の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行するもので、どちらも既存園舎を取り壊して新園舎を整備する計画となっている。 また、3番の「認定こども園さつぼろ」と、4番の「認定こども園東苗穂スパークル園」の2件については、幼保連携型認定こども園の新築整備となっている。 このうち、4番の「認定こども園東苗穂スパークル園」については、市有地の売却を前提とした整備計画となっている。 資料3-2の審査結果一覧について、1番の「幼保連携型認定こども園栄光幼稚園」は、学校法人札幌塩原学園が東区北44条東2丁目で運営している「栄光幼稚園」が移行するもの。 定員は、移行前の1号が200人のところ、移行後は1号が165人、2号・3号が60人の合計225人の施設となるもの。 設備については、2階建の園舎で、園庭は地上のほか、一部を屋上に設置する計画となっている。 必置設備や避難設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の項目についても特段問題はない。 2番の「幼保連携型認定こども園ときわみなみの幼稚園」は、学校法人ふれ愛チャイルドが南区真駒内の市街化調整区域で運営している「ときわみなみの幼稚園」の移行である。 定員は、移行前の1号が180人のところ、移行後は1号が78人、2号3号が90人の合計168人の施設となるもの。 設備については、2階建の園舎で、園庭は地上に必要面積を確保できる計画となっている。 なお、当法人は、札幌市西区で認可保育所を1園運営している。 3番の「認定こども園さつぼろ」は、学校法人幌北学園が北区西茨戸3条1丁目の自己所有地で新築整備を行うもので、定員は、1号が30人、2号・3号が90人の合計120人の施設となるもの。 設備については、平屋建ての園舎で、園庭は地上で必要面積を確保する計画となっている。 なお、当法人は、札幌市内での5園をはじめ、複数の認定こども園の運営実績がある。 最後の「幼保連携型認定こども園東苗穂スパークル園」は、学校法人香木学園が東
--	--

4. 保育所（新設）の整備計画及び認可について	区東苗穂 12 条 4 丁目にある札幌市の土地を購入して新築整備を行うもので、定員は、1 号が 15 人、2 号・3 号が 90 人の合計 105 人の施設となるもの。 設備については、2 階建の園舎で、園庭は地上で必要面積を確保でき、避難経路として屋外階段を設置する計画となっている。 なお、当法人は、釧路市で幼保連携型認定こども園の運営実績がある。 以上、4 件全て、基準を満たしていることを確認しており、いずれも総合評価は「適」と判断している。 【主な委員意見・質問】 ○資料中に建物の構造について記載があるが、認定こども園ではどのような基準で耐火や耐震を求めているのか。 →2 階以上に保育室を設置する場合、耐火構造を求めている。また、耐震性は建築基準法に基づき、問題ないことを確認する。 ○2 番の「幼保連携型認定こども園ときわみなみの幼稚園」の 1 号定員が 78 人と設定しており、現在の幼稚園の利用定員は 180 名となっているが、100 名も 1 号定員を減らしても大丈夫なのか。 →園の実情に合わせて整備計画が提出されたもので、1 号定員を設定し、認定こども園化するにあたり、2・3 号定員も新たに設定している。 上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。 【事務局説明】 ○資料 4「保育所（新設）の整備計画」を用いて説明 資料 3－1 の審査案件一覧について、今回の審査案件は、1 番から 11 番の 11 件で、合計 668 人分の定員確保を予定している。 このうち、整備区分欄に記載のとおり、6 番の「きずな麻生保育園」と 11 番の「ちゅうわ発寒保育園」の 2 件は整備費用の補助を受けない自主整備で、残りの 9 件が補助整備である。 設置者欄について、設立予定のもの含めて、社会福祉法人によるものが 1 番から 4 番までと 7 番から 9 番までの 7 件、残りの 5 番 6 番と 10 番 11 番の 4 件が株式会社によるもの。 整備手法は備考欄に記載しており、新築整備が 1 番から 4 番までと、9 番、11 番の 6 件で、残りの 5 件は賃貸物件を活用した整備となる。 賃貸物件のうち、既存の建物を借りるのは 6 番の 1 件のみで、残りの 4 件、5 番、7 番、8 番、10 番については、新たに建築する建物を賃借する、いわゆる「建て貸し方式」による整備である。 資料 4－2 の審査結果一覧について、1 番の「宮の森ライラック保育園」は、社会
--------------------------------	--

福祉法人キッズランド・リラ設立準備会による補助整備で、新たに購入する土地に定員 90 人の保育所を新築する計画である。

また、屋外遊技場は地上と屋上の両方に設置する予定で、保育室等は 1 階と 2 階に設ける計画となっている。

2 番の「宮の森メープル保育園」は、社会福祉法人明日萌による補助整備で、自己所有の土地に定員 60 人の保育所を新築する計画である。

こちらの施設も、先ほどの施設と同様、保育室等は 1 階と 2 階に配置し、屋外遊技場は地上と屋上の両方に設置する計画となっている。

3 番の「新川西コグマ保育園」は、社会福祉法人元氣会設立準備委員会による補助整備で、新たに購入する土地に定員 60 人の保育所を新築する計画である。

こちらの施設も同様に、保育室等は 1 階と 2 階に配置し、屋外遊技場は地上と屋上の両方に設置する計画となっている。

4 番の「あいの里駅前協働保育園」は、社会福祉法人札幌協働福祉会による補助整備で、新たに購入する土地に定員 60 人の保育所を新築する計画である。

こちらは、保育所の機能は全て 1 階に設ける計画であるが、2 階に障がい者グループホームを合築するため、建物自体は 2 階建てとなる計画である。

5 番の「ピッコロ子ども倶楽部北大前保育所」は、株式会社プライムツーワンによる補助整備で、新たに建築される 4 階建て賃貸ビルの 2 階の一部に定員 90 人の保育所を整備し、屋外遊技場は屋上に設ける計画である。

園庭については、屋上園庭となるので、3 階の屋上部分に設置する計画となっている。

また、こちらは、株式会社による賃貸物件での保育所となることから、資金計画では、整備費用のほか、「年間事業費の 12 分の 1」と「1 年分の賃借料」に加え、「1,000 万円」の資金が必要となる。併せて、3 年以上連続して赤字でないことと、債務超過でないことについても確認している。

さらに、設置主体の役員構成の欄では、運営委員会の委員構成等についても審査しており、いずれも問題のないことを確認している。

6 番の「きずな麻生保育園」は、株式会社クローバーが賃貸物件を活用して 40 人定員の保育所を自主整備するもので、屋外遊技場については、既存物件による整備のため敷地内に設けることができないことから、近隣の麻生球場公園を代替園庭とする計画となっている。

なお、この事業者は、現在、この建物の 1 階で定員 12 人の小規模保育事業 A 型を運営しており、今回の計画では、この建物の 2 階も賃借した上で、1 階の小規模保育事業所を廃止して、1・2 階合わせて保育所を整備するもの。そのため、保育定員の拡大量としては、差引 28 人分ということになる。

また、こちらも株式会社による整備であることから、資金計画や役員構成なども審査しており、いずれも問題がないことを確認している。

7 番の「まこと札幌緑保育園」と 8 番の「まことさっぽろ保育園」は、どちらも社会福祉法人まこと鳴滝会による補助整備のため、併せて説明する。

定員は、「まこと札幌緑保育園」が 40 人、「まことさっぽろ保育園」が 50 人で、どちらも新たに建築する 2 階建ての建物を 1 棟賃貸するもので、屋外遊技場は敷地内に設ける計画である。

資金計画も預金残高と補助金で両園分の資金が確保できていることを確認している。

また、この法人は札幌市内には施設を有していないが、和歌山・大阪・名古屋で認定こども園や保育所の運営実績がある。

9 番の「平和あすみ保育園」は、社会福祉法人緑伸会による補助整備で、新たに賃貸する土地に定員 90 人の保育所を新築する計画である。

また、保育室等は 1 階と 2 階に設けるもので、建物の耐火基準や避難経路についても問題はない。

10 番の「平和にじのいろ保育園」は、株式会社叶夢楼による賃貸物件を活用した補助整備で、新たに建築する 2 階建ての建物を賃貸し、60 人定員の保育所を整備するので、保育室等は 1 階に配置し、屋外遊技場は敷地内に設ける計画となっている。こちらも、株式会社としての審査項目も含め、問題はない。

最後の 11 番、「ちゅうわ発寒保育園」は、中和興産株式会社による自主整備で、新たに購入する土地に定員 40 人の保育所を新築する計画である。

こちらの施設は、保育室等は 1 階と 2 階に配置し、屋外遊技場は地上と屋上の両方に設置する計画となっている。こちらも、株式会社としての審査項目も含め、問題はない。

以上、11 件の計画については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○必要度 C の小学校区での整備案件があるが、必要度が低い地域で設置したくなるような動機づけはしているのか。

→小学校区ごとで、保育ニーズ（支給認定児童数）の推計値と利用定員の差が大きく不足している場合は必要度 A、少し足りない場合は必要度 B、充足している場合は必要度 C と整理している。必要度 C 地域に設置する動機づけというのはなく、市としてはより必要度の高い地域に設置していただきたいという考え。ただ、保育ニーズの推計値の状況だけでなく、交通利便性や今後の子どもの数の動き等を事業者が総合的に判断して決定することとなる。

○設置場所については事業者に委ねているということか。先ほど、資料 1－2 で需給状況について説明があったが、不足している区で設置してほしいという思いがあってもなかなか思いどおりの場所に設置が進まないこともあるということか。

→設置場所は最終的には事業者に委ねていることとなる。

区全体で供給量が足りない場合、その中でも特に不足している地域で整備してほしいという思いはあるが、必要度は小学校区という限られた区域内での判定である。現実として、人の流れ等の要因もあるため、必要度の高い地域に整備が進んでも、

5. 小規模保育事業所（新設）の整備計画及び認可について	すべてのニーズが満たされるとは限らない。ただ、目安となっている必要度の高い地域で設置をしてもらえれば、利用者の利便性はより高まると考えている。 ○6番の「きずな麻生保育園」はB地域であるにも関わらず、なぜ、自主整備なのか →当該施設の1階にすでに12名の小規模保育事業を運営しており、2階部分を整備して1つの保育所とする計画である。このため、1階部分が既に保育所仕様となっていることから、設備としてはほぼ整っている状況である。さらに、補助の要件として40名以上規模の整備とすることとしているが、当該施設は差引28名分の定員の定員増となっていることから、補助の要件には該当しない。 ○今回平和小学校区にて2件の整備が予定されており、合計で150人分の定員が増えることとなっている。必要度Aの校区であり、確かに保育所が少ない地区ではあるが、本当にこれほどの整備が必要なのか。預かり保育を実施している既存幼稚園から園児（3～5歳児）を奪ってしまうようなことにはならないか。 →既存幼稚園からの距離が一定程度離れていることは確認している。また、どちらか1件のみを整備したとしても、必要度Bの状態、依然として必要度が高い地域であり、区全体としても一部不足しているという認識。市としては2件とも整備を進めていきたいと考えている。 また、2号定員の設定については過剰にならないよう、3号定員の持ち上げりを最低限に考慮した設定としている。 上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。 【事務局説明】 ○資料5「地域型保育事業所（新設）の整備計画」を用いて説明 資料5-1の審査案件一覧に記載のとおり、今回の審査案件は1件で、整備予定地は南区藤野4条11丁目、設置者は社会福祉法人札幌石山福祉会で、施設名は「ふじのバンビーニ保育園」、定員は0歳が1人、1・2歳が18人の合計19人となっている。 新たに木造平屋建ての小規模保育事業所を建築するもので、屋外遊技場は敷地内に設ける計画となっている。 審査結果について、経済的基礎では、整備に必要な資金が確保されており、借入金の予定はなく、保育士は配置基準4人のところ、常勤換算で5人を配置する計画となっている。 また、連携施設については、同法人が運営する札幌石山保育園と連携するもので、他の項目も含め、整備計画に特段問題がないことを確認している。 【意見・質問なし】 認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当である
-------------------------------------	--

6. 地域型 保育事業者 の変更に伴 う認可につ いて	との条件を付した上で承認された。 【事務局説明】 ○資料6「地域型保育事業者の変更に伴う認可について」を用いて説明 案件は2件で、いずれの案件も現在、個人が認可を受けて運営している地域型保育事業所について、事業の安定運営のために法人を設立し、法人により改めて認可を受け直すという内容になっている。 小規模保育事業A型の「保育室こころ」については、合同会社に設置主体を変更し、引き続き運営する。設置主体以外の変更事項はない。 また、小規模保育事業A型の「キラキラ乳児保育園」は株式会社に設置主体を変更し、同様に設置主体以外の変更はない。 いずれの案件も、新設の場合と同様に、認可の要件を満たしているかどうか、という点について審査を行い、適格であると判断しており、在園児についても引き続き入所を継続しており、児童処遇についても変更がないことを確認している。 【意見・質問なし】 認可することが適当であるとして承認された。
7. 報告事項	【事務局説明】 ○報告事項「札幌あんじゅ保育園」の整備中止について ※ 配布資料なし 昨年9月28日に開催された前回の認可・確認部会において、北区新川の賃貸物件を活用した「札幌あんじゅ保育園（定員60人）」の整備計画を承認いただいていたところ。 整備計画を承認いただいた後、事業者が施工業者を選定するために、11月と12月に2度にわたって一般競争入札を行ったが、いずれも落札業者がなく、入札は不調となった。 その後、随意契約を前提に事業者において施工業者の選定を試みたが、1月末になっても施工業者を見つけることができなかった。このため、事業者から、整備を断念する旨の申し出があり、保育所整備が中止となったため、報告事項とする。 なお、札幌あんじゅ保育園については、工事着手ができていなかったことから園児募集は行っておらず、入園予定の児童はいないため、この点での影響はない。